

19 監査公表第 10 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに第 2 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

平成 19 年 7 月 2 日

福岡市監査委員	妹 尾 俊 見
同	市 木 潔
同	竹 本 忠 弘
同	福 田 健

監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに第 2 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

1 監査の種類 定期監査及び行政監査

2 監査の対象，区分，範囲及び実施期間

(1) 監査の対象局，区分，対象期間及び実施期間

ア 収入役室

(事務監査)対象期間	平成 18 年 1 月から同 19 年 1 月まで
実施期間	平成 18 年 11 月 29 日から同 19 年 1 月 30 日まで

イ 市長室

(事務監査)対象期間	平成 17 年 12 月から同 19 年 1 月まで
実施期間	平成 18 年 12 月 4 日から同 19 年 1 月 12 日まで

ウ 保健福祉局

(事務監査)対象期間	平成 17 年 12 月から同 19 年 1 月まで
実施期間	平成 18 年 11 月 30 日から同 19 年 1 月 9 日まで
(工事監査)対象期間	平成 16 年 10 月から同 18 年 9 月まで
実施期間	平成 18 年 12 月 1 日から同 19 年 2 月 15 日まで

エ 農林水産局

(事務監査)対象期間	平成 17 年 12 月から同 18 年 12 月まで
実施期間	平成 18 年 11 月 29 日から同年 12 月 22 日まで

オ 都市整備局

(事務監査)対象期間	平成 17 年 10 月から同 18 年 12 月まで
実施期間	平成 18 年 12 月 1 日から同年 12 月 22 日まで

カ 東区役所

(事務監査)対象期間	平成 18 年 1 月から同 19 年 1 月まで
実施期間	平成 18 年 12 月 4 日から同 19 年 1 月 12 日まで
(工事監査)対象期間	平成 16 年 10 月から同 18 年 9 月まで
実施期間	平成 18 年 12 月 1 日から同 19 年 2 月 15 日まで

キ 博多区役所

(事務監査)対象期間	平成 18 年 1 月から同 19 年 1 月まで
実施期間	平成 18 年 11 月 30 日から同 19 年 1 月 23 日まで
(工事監査)対象期間	平成 16 年 10 月から同 18 年 9 月まで
実施期間	平成 18 年 12 月 1 日から同 19 年 2 月 15 日まで

- ク 中央区役所  
(事務監査)対象期間 平成 17 年 12 月から同 18 年 12 月まで  
実施期間 平成 18 年 11 月 30 日から同年 12 月 15 日まで  
(工事監査)対象期間 平成 16 年 10 月から同 18 年 9 月まで  
実施期間 平成 18 年 12 月 1 日から同 19 年 2 月 15 日まで
- ケ 南区役所  
(事務監査)対象期間 平成 18 年 1 月から同 19 年 1 月まで  
実施期間 平成 18 年 11 月 30 日から同 19 年 1 月 17 日まで  
(工事監査)対象期間 平成 16 年 10 月から同 18 年 9 月まで  
実施期間 平成 18 年 12 月 1 日から同 19 年 2 月 15 日まで
- コ 城南区役所  
(事務監査)対象期間 平成 17 年 12 月から同 19 年 1 月まで  
実施期間 平成 18 年 11 月 30 日から同 19 年 1 月 29 日まで  
(工事監査)対象期間 平成 16 年 10 月から同 18 年 9 月まで  
実施期間 平成 18 年 12 月 1 日から同 19 年 2 月 15 日まで
- サ 早良区役所  
(事務監査)対象期間 平成 17 年 12 月から同 18 年 12 月まで  
実施期間 平成 18 年 11 月 29 日から同年 12 月 11 日まで  
(工事監査)対象期間 平成 16 年 10 月から同 18 年 9 月まで  
実施期間 平成 18 年 12 月 1 日から同 19 年 2 月 15 日まで
- シ 西区役所  
(事務監査)対象期間 平成 18 年 1 月から同年 12 月まで  
実施期間 平成 18 年 12 月 4 日から同年 12 月 21 日まで  
(工事監査)対象期間 平成 16 年 10 月から同 18 年 9 月まで  
実施期間 平成 18 年 12 月 1 日から同 19 年 2 月 15 日まで
- ス 福岡市選挙管理委員会事務局  
(事務監査)対象期間 平成 18 年 1 月から同年 12 月まで  
実施期間 平成 18 年 11 月 29 日から同年 12 月 22 日まで
- セ 東区選挙管理委員会事務局  
(事務監査)対象期間 平成 18 年 1 月から同 19 年 1 月まで  
実施期間 平成 18 年 12 月 4 日から同 19 年 1 月 9 日まで
- ソ 博多区選挙管理委員会事務局  
(事務監査)対象期間 平成 18 年 1 月から同 19 年 1 月まで  
実施期間 平成 18 年 11 月 30 日から同 19 年 1 月 19 日まで
- タ 中央区選挙管理委員会事務局  
(事務監査)対象期間 平成 17 年 12 月から同 18 年 12 月まで  
実施期間 平成 18 年 11 月 30 日から同年 12 月 14 日まで
- チ 南区選挙管理委員会事務局  
(事務監査)対象期間 平成 18 年 1 月から同 19 年 1 月まで  
実施期間 平成 18 年 11 月 30 日から同 19 年 1 月 15 日まで
- ツ 城南区選挙管理委員会事務局  
(事務監査)対象期間 平成 17 年 12 月から同 19 年 1 月まで  
実施期間 平成 18 年 11 月 30 日から同 19 年 1 月 25 日まで
- テ 早良区選挙管理委員会事務局  
(事務監査)対象期間 平成 17 年 12 月から同 18 年 12 月まで  
実施期間 平成 18 年 11 月 29 日から同年 12 月 5 日まで
- ト 西区選挙管理委員会事務局  
(事務監査)対象期間 平成 18 年 1 月から同年 12 月まで

実施期間 平成 18 年 12 月 4 日から同年 12 月 19 日まで

ナ 農業委員会事務局

(事務監査)対象期間 平成 18 年 1 月から同年 12 月まで

実施期間 平成 18 年 11 月 29 日から同年 12 月 21 日まで

二 議会事務局

(事務監査)対象期間 平成 18 年 1 月から同 19 年 1 月まで

実施期間 平成 18 年 11 月 29 日から同 19 年 1 月 16 日まで

(2) 監査の対象事務

事務監査は各局区室及び行政委員会所掌の財務に関する事務及び事務の執行を、工事監査は各局区所掌の工事等を対象とした。

3 監査の方法

監査は、前記の対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表 1～8 の工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

4 テーマ監査

今回の工事監査においては、複数の部局等に共通する事務事業の中から監査のテーマを設定し、チェックや比較検証を行う「テーマ監査」を局別監査に併せて実施した。

5 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、下記のとおり一部の局区室において注意、改善を要する事項等が見受けられた。

(事務監査)

(1) 収入役室

特に指摘する事項はなかった。

(2) 市長室

契約代金の支出に長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

委託契約代金等の支出に当たっては、履行確認完了後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成 17 年度及び同 18 年度の委託料等の支出において、履行確認完了後、支払いまでに長期日数を要しているものが見受けられた。

今後、支出に当たっては、迅速な事務処理を行うよう十分注意されたい。

(広報課)

(3) 保健福祉局

ア 契約代金の支出に長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

委託契約代金等の支出に当たっては、履行確認完了後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成 17 年度及び同 18 年度の委託料や物品購入代金等の支出において、履行確認完了後、支払いまでに長期日数を要しているものが見受けられた。

今後、支出に当たっては、迅速な事務処理を行うよう十分注意されたい。

(総務課，高齢保健福祉課，障がい保健福祉課，市民病院)

イ 切手の出納管理について注意を求めるもの

物品は、その性質、用途に応じ常に善良な管理者の注意をもって保管し、又は管理しなければならない。また、物品管理者は、その用途及び使用状況等を随時点検しなければならない。しかしながら、平成 17 年度及び同 18 年度の切手の出納管理において、次のような不適切な事例が見受けら

れたため、今後、物品の出納管理に当たっては、福岡市病院事業会計規則等に基づき適正に事務処理されたい。

(ア) 分冊管理している物品出納簿(2冊)において、記帳漏れ等により物品出納簿残額と現物金額が大幅に一致していなかった。

(イ) 物品出納簿のうち、1冊については、物品管理者の確認印が全く押印されておらず、管理が不適切であった。

(こども病院・感染症センター)

(4) 農林水産局

ア 出資法人からの提出書類の検証について注意を求めるもの

市が出資する公益法人を担当する部署は、当該法人から提出される書類を十分検証した上で、その事業内容及び財務状況を的確に把握しなければならない。しかしながら、財団法人福岡市水産加工公社の平成16年度及び同17年度決算書においては、損益には関与しない資金収支が損益計算書に含まれており、また貸借対照表との連動性を欠く等、基本的な決算処理を誤っているが、是正されることなくそのまま報告され、公表されていた。

出資法人からの提出書類は十分に検証するよう注意されたい。

(水産振興課)

イ 中央卸売市場使用料等の徴収について厳正な収納対策を求めるもの

中央卸売市場に係る使用料については、福岡市中央卸売市場業務条例施行規則等で定める期日までに徴収しなければならない。また、当該使用料を完納しない者がある場合は、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例に基づき、納期限後20日以内に督促状を発送し、延滞金を徴収することとされている。しかしながら、鮮魚市場施設使用料及び当該使用に付随する電気料等の徴収事務において、次のような事例が見受けられた。

中央卸売市場使用料等の徴収に当たっては、その収納に努められているところであるが、他の施設使用者との公平性の観点からも、滞納者に対する法的措置も含め、引き続き厳正な収納対策を進められたい。

(ア) 使用料等の滞納金が多額となっていた。

(イ) 滞納金に係る延滞金が徴収されていなかった。

(鮮魚市場)

(5) 都市整備局

特に指摘する事項はなかった。

(6) 東区役所

特に指摘する事項はなかった。

(7) 博多区役所

特に指摘する事項はなかった。

(8) 中央区役所

排水槽の清掃を怠っていたもの

特定建築物(3,000 m<sup>2</sup>以上)の維持管理に当たって、その維持管理について権原を有する者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等の関係法令に基づき、排水に関する設備の掃除を、6月以内ごとに1回、定期に行わなければならないとされている。しかしながら、中央区役所交通局合同庁舎において、平成18年2月に排水槽(汚水槽及び雑排水槽)の清掃を行って以来、6月以上経過した後においても、実施されていなかった。

排水に関する設備については、環境衛生上良好な状態を維持する必要があることから、今後、関係法令を遵守されたい。

(総務課)

- (9) 南区役所  
特に指摘する事項はなかった。
- (10) 城南区役所  
特に指摘する事項はなかった。
- (11) 早良区役所  
特に指摘する事項はなかった。
- (12) 西区役所  
特に指摘する事項はなかった。
- (13) 福岡市選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- (14) 東区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- (15) 博多区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- (16) 中央区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- (17) 南区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- (18) 城南区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- (19) 早良区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- (20) 西区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- (21) 農業委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- (22) 議会事務局  
特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

(1) 局別監査

ア 保健福祉局

特に指摘する事項はなかった。

イ 東区役所

(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を  
求めるもの

a 平成 16 年度「土井・多田羅線(東 2 幹)取水管復旧工事」

(契約金額 3,106 万 50 円)

本工事の積算において、河川水を農業用水の取水管に取り込むためのステンレス製呑口が、土木設計積算システムの不具合もあり、誤って二重に計上されていた。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(地域整備課)

b 平成 17 年度「市道他箱崎 61 号線歩道改良工事」

(契約金額 5,531 万 850 円)

本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないように交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変

更や交通管理者との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。しかし、本工事の契約図書において交通誘導員の配置人員等が明示されていなかった。

また、設計変更を行った際に、施工内容を変更したことにより交通誘導員の配置人員を変更したが、変更後の契約図書においても明示されていなかった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(地域整備課)

また、次の工事においても同様な事例が認められた。

c 平成 17 年度「高美台 2516 号線外 6 路線道路側溝工事」

(契約金額 2,006 万 1,300 円)

(維持管理課)

(イ) 設計積算及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成 17 年度「高美台 2516 号線外 6 路線道路側溝工事」

(契約金額 2,006 万 1,300 円)

本工事において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、発注時の設計書において泥溜埋戻工の単価を誤って積算していたということを理由に、工事内容の変更に関わりのない同単価を修正変更して積算を行い、請負代金額の変更がされていた。

請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を通常の手続きで行ったことは、適切な契約変更ではなかった。

今後は、適正な設計積算、契約事務に努められたい。

(維持管理課)

ウ 博多区役所

契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

a 平成 16 年度「市道博多駅草ヶ江線舗装補修工事」

(契約金額 5,290 万 8,450 円)

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、同法第 13 条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載し、これを変更するときは、変更内容を書面に記載しなければならないこととなっている。

当初、同法に基づく書面は取り交わされていたが、工事内容の変更に伴い同書面に記載の特定建設資材廃棄物数量等が変更になったにもかかわらず、変更内容が書面に記載されていなかった。

今後は、適正な契約事務に努められたい。

(維持管理課)

また、次の工事においても同様な事例が認められた。

b 平成 16 年度「市道博多駅前線段差解消工事(その 2)」

(契約金額 6,583 万 7,100 円)

(地域整備課)

工 中央区役所

特に指摘する事項はなかった。

オ 南区役所

- (ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を  
求めるもの

平成 17 年度「市道平和松原線歩道改良工事」

( 契約金額 3,034 万 1,850 円 )

本工事における交通誘導員の積算は「土木工事設計標準歩掛」を根拠として算出するのが基本である。

当初設計は、同歩掛により積算されていたが設計変更を行った際に、工期末になって請負者より提出された配置計画書（本来、施工前に提出すべきもの）に記載された人員で積算し増員していた。

今後は、積算の基本に従い適正な設計積算を図られたい。

( 地域整備課 )

- (イ) 契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を  
求めるもの

平成 16 年度「市道市崎 2911 号線歩道段差解消工事」

( 契約金額 2,916 万 5,850 円 )

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、同法第 13 条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載し、これを変更するときは、変更内容を書面に記載しなければならないこととなっている。

当初、同法に基づく書面は取り交わされていたが、工事内容の変更に伴い同書面に記載の特定建設資材廃棄物数量等が変更になったにもかかわらず、変更内容が書面に記載されていなかった。

今後は、適正な契約事務に努められたい。

( 地域整備課 )

- (ウ) 設計積算及び施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を  
求めるもの

平成 16 年度「市道花畑 2312 号線（その 6）道路改良工事」

( 契約金額 3,957 万 9,750 円 )

本工事のブロック積基礎は、現場打ちコンクリートで設計積算されていたが、施工は基礎ブロックで行われていた。この施工方法は、工事着手前に請負者の提出した施工計画書に記載されているが、あきらかに発注意図と相違している。

工法変更は、設計変更が伴うがそれもなされておらず、確実な協議を行い施工管理すべきであった。また、設計については、現場を詳細に把握し適正な設計をすべきであった。

今後は、適正な設計積算及び施工管理を図られたい。

( 地域整備課 )

カ 城南区役所

特に指摘する事項はなかった。

キ 早良区役所

設計積算及び施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を  
求めるもの

平成 17 年度「2 級幹線市道中山・上ノ原線橋梁工事（下部工）」

( 契約金額 4,539 万 1,500 円 )

別途に発注した工事において既存の現場立木等を伐採した後に本工事

を施工しているが、別途工事で発生した一部の伐採材等の処理について、本工事においてその処理費を計上し本工事請負者に処理させることとしていた。

しかし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等によると、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないこととなっており、伐採材等の処理は排出事業者である別途工事請負者の責任において適正に処理させなければならず、本工事に処理費等を計上し本工事請負者に処理させるべきではなかった。また、廃棄物が適正に処理されたことを確認するための処分場搬入等の写真が不備であった。

適法な処置及び適正な設計積算を行うとともに、請負者への指導の徹底を図られたい。

(地域整備課)

#### ク 西区役所

契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの

平成 16 年度「主要地方道大野城二丈線道路舗装工事」

(契約金額 2,616 万 4,950 円)

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、同法第 13 条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載し、これを変更するときは、変更内容を書面に記載しなければならないこととなっている。

当初、同法に基づく書面は取り交わされていたが、工事内容の変更に伴い同書面に記載の特定建設資材廃棄物数量等が変更になったにもかかわらず、変更内容が書面に記載されていなかった。

今後は、適正な契約事務に努められたい。

(維持管理課)

#### (2) テーマ監査

今回は、「原課契約について、その契約から検査、支払いまでの行政事務が適法、適正になされているか」をテーマとして監査を実施した。

なお、東区役所外 6 区役所については、特に指摘する事項はなかった。

#### ア 保健福祉局

テーマに基づき発注課において契約がなされた工事 64 件について監査を行ったところ、次のような改善を要する事例が見受けられた。

随意契約に際し規程に従い 2 以上の者から見積書を徴すべきところ 1 者からしか徴さなかったもの、工事完了受渡しから相当期間経過しての支払いとなっていたものなど、14 件の工事について不適切なものが見受けられた。

今後は、適正な事務処理に努められたい。



別表 1

## 保健福祉局 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
福岡市健康づくりセンター等複合施設災害復旧工事	24,517,500 円	平成 17 年 12 月 28 日から 平成 18 年 3 月 15 日まで
板付北老人いこいの家改築工事	13,309,800 円	平成 16 年 11 月 25 日から 平成 17 年 3 月 10 日まで
福重老人いこいの家改築工事	当初 25,168,500 円 変更 26,674,200 円	平成 17 年 11 月 9 日から 平成 18 年 3 月 15 日まで
老人福祉センター舞鶴園空調設備改良工事	12,810,000 円	平成 17 年 11 月 8 日から 平成 18 年 3 月 6 日まで
東部動物管理センター給水施設改良その他工事	16,432,500 円	平成 16 年 12 月 25 日から 平成 17 年 3 月 25 日まで
こども病院高圧受変電設備更新工事	127,050,000 円	平成 16 年 8 月 31 日から 平成 17 年 3 月 15 日まで
以上 6 件抽出		

別表 2

## 東区役所 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
市道 2 香椎花園駅前線道路改良工事	当初 17,936,100 円 変更 26,569,200 円	平成 16 年 12 月 18 日から 平成 17 年 3 月 25 日まで
市道他箱崎 6 1 号線歩道改良工事	当初 49,140,000 円 変更 55,310,850 円	平成 17 年 11 月 19 日から 平成 18 年 8 月 21 日まで
志賀島循環線道路舗装工事その 2	18,800,000 円	平成 17 年 1 月 14 日から 平成 17 年 3 月 15 日まで
道路維持補修工事(砂利道, 舗装補修)	当初 29,190,000 円 変更 34,980,382 円	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 18 年 9 月 30 日まで

県道志賀島和白線道路 照明灯設置工事	5,523,000 円	平成 18 年 6 月 10 日から 平成 18 年 10 月 7 日まで
外 4 件省略		

別表 3

## 博多区役所 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
市道博多駅前線段差解消 工事(その2)	当初 57,750,000 円 変更 65,837,100 円	平成 17 年 1 月 15 日から 平成 17 年 11 月 15 日まで
国道 3 8 5 号歩道改良工 事	当初 15,319,500 円 変更 13,687,800 円	平成 18 年 1 月 13 日から 平成 18 年 7 月 18 日まで
市道博多駅春日原 2 号線 舗装補修工事	当初 67,200,000 円 変更 74,542,650 円	平成 17 年 9 月 15 日から 平成 18 年 3 月 15 日まで
博多駅周辺駐輪施設設置 (照明)工事	21,210,000 円	平成 17 年 12 月 27 日から 平成 18 年 3 月 15 日まで
南八幡 1 丁目地内路面冠 水設備更新工事	18,375,000 円	平成 17 年 2 月 8 日から 平成 17 年 3 月 15 日まで
外 3 件省略		

別表 4

## 中央区役所 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
市道天神 3 9 号線道路改 良工事	当初 49,245,000 円 変更 43,731,450 円	平成 17 年 3 月 30 日から 平成 17 年 11 月 15 日まで
1 級市道博多駅草ヶ江線 道路舗装補修工事	当初 84,735,000 円 変更 85,001,700 円	平成 17 年 8 月 6 日から 平成 18 年 3 月 18 日まで
天神中央公園外駐輪施設 設置工事	52,071,670 円	平成 18 年 2 月 9 日から 平成 18 年 6 月 30 日まで

中央区役所地下駐車場補修工事	9,313,500 円	平成 16 年 12 月 9 日から 平成 17 年 1 月 31 日まで
市道薬院南公園線(薬院)外 1 路線道路照明灯移設工事	8,279,250 円	平成 18 年 7 月 19 日から 平成 18 年 10 月 26 日まで
外 3 件省略		

別表 5

南区役所 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
南区役所駐車場整備工事	当初 7,770,000 円	平成 17 年 12 月 28 日から
	変更 8,287,650 円	平成 18 年 2 月 28 日まで
市道市崎 2 9 1 1 号線歩道段差解消工事	当初 27,457,500 円	平成 16 年 9 月 17 日から
	変更 29,165,850 円	平成 17 年 5 月 20 日まで
単価契約 南区管内河川水路維持補修工事(水路浚渫・強力吸引車)	当初 23,499,900 円	平成 17 年 4 月 1 日から
	変更 26,590,494 円	平成 18 年 3 月 31 日まで
南区役所地下浴室改修工事	3,097,500 円	平成 16 年 12 月 8 日から 平成 17 年 3 月 10 日まで
大橋駅東口道路照明灯修繕工事	当初 4,557,000 円	平成 17 年 11 月 17 日から
	変更 4,347,000 円	平成 18 年 3 月 15 日まで
外 4 件省略		

別表 6

城南区役所 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
鳥飼別府線歩道改良工事	当初 44,310,000 円	平成 16 年 9 月 22 日から
	変更 44,206,050 円	平成 17 年 3 月 15 日まで
大濠東油山線歩道改良工事	当初 93,765,000 円	平成 17 年 8 月 6 日から
	変更 94,757,250 円	平成 18 年 3 月 15 日まで

市道地行・鳥飼・七隈線 外1路線道路舗装補修工 事	当初	23,100,000 円	平成17年11月8日から
	変更	23,472,750 円	平成18年3月15日まで
金山団地地内道路照明灯 設置工事	当初	8,925,000 円	平成18年6月22日から
	変更	9,902,550 円	平成18年8月20日まで
以上4件抽出			

別表7

## 早良区役所 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額		工 期
市道西新20号線道路改 良工事	当初	53,760,000 円	平成16年11月3日から
	変更	55,645,800 円	平成17年5月31日まで
2級幹線市道中山・上ノ 原線橋梁工事(下部工)	当初	45,780,000 円	平成17年8月5日から
	変更	45,391,500 円	平成18年6月30日まで
八田橋改良工事	当初	42,210,000 円	平成17年10月14日から
	変更	46,845,750 円	平成18年3月15日まで
単価契約早良区管内道路 維持補修工事(舗装補 修)下期	当初	37,432,500 円	平成16年10月1日から
	変更	44,054,976 円	平成17年3月31日まで
一般国道263号線道路 舗装補修工事	当初	31,395,000 円	平成17年8月6日から
	変更	33,086,550 円	平成17年12月3日まで
単価契約早良区管内道路 維持修繕(照明灯)上期	当初	8,400,000 円	平成18年4月1日から
	変更	8,461,950 円	平成18年9月30日まで
以上6件抽出			

別表8

## 西区役所 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額		工 期
市道愛宕180号線道路 改良工事	当初	13,125,000 円	平成17年7月15日から
	変更	17,400,600 円	平成17年11月11日まで

市道千代今宿線（室見橋）橋梁補修工事	当初	56,910,000 円	平成17年 8月 6日から
	変更	57,478,050 円	平成18年 1月 31日まで
西区今宿上ノ原地内下水道施設工事（2）	当初	13,230,000 円	平成16年 12月 18日から
	変更	13,449,450 円	平成17年 3月 15日まで
西区役所西保健福祉センター間連絡通路設置その他工事	当初	27,904,579 円	平成17年 12月 3日から
	変更	29,058,750 円	平成18年 3月 28日まで
市道野方金武線外2路線道路照明灯設置工事		9,229,500 円	平成17年 10月 14日から
			平成18年 1月 21日まで
外 6件省略			